

第 5 号議案

第 20 期事業計画（案）

「私たちうえるびーは、障がいのある人もない人も、それぞれが自分らしい生き方ができる地域社会をともにつくるために活動していきます」という理念に基づき、障がいのある人たちが地域の中で、地域の人々とともに生活していくことができる社会の実現を目指して活動してまいります。そのためには社会の変化に対応した健全な運営を行い、下記の事業を計画的に実施してまいります。

1. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業は、利用者様の意思を尊重し、また安全に配慮することにより、信用と実績を積み重ねていき、安心して利用していただけるよう運営してまいります。

<実施事業>

居宅介護事業、同行援護事業、行動援護事業、重度訪問介護事業、生活介護事業、就労継続支援 B 型事業、共同生活援助事業（グループホーム）

2. 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業では、一人ひとりの特性に合った支援を行うとともに、子どもたちの社会性の芽生えを尊重してまいります。あわせて地域における他の資源とのバランスも考え、今後も事業のあり方について引き続き検討をしてまいります。

<実施事業>

おれんじ柳町、おれんじ坂口、おれんじはつくら（重症心身障がい児対応放課後等デイサービス）、児童発達支援いちご

3. 移動サービス事業として障害者総合支援法のもと各市町の実施する、地域生活支援事業の移動支援事業を実施し、充実した地域生活が送れるよう外出を支援してまいります。

<実施地域> 島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、川根本町、吉田町

4. ノーマライゼーション社会の実現事業と社会参加事業に関しては、各種事業を行うにあたり地域の学校、事業所、および近隣に暮らす方たちとの協働を意識し実施してまいります。「多様な人々の居場所」を目的として運営している「ひだまりカフェ」では、いろいろな体験・学習・交流のできる活動を企画してまいります。また、「障害」の理解について啓発にもつとめてまいります。

以上を実現するために人材の確保、育成に力を注いでまいります。